令和3年6月文京区議会定例議会提案事項

【令和3年6月1日】

1 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定の整備(付則第5項)
- (3) 施行期日 公布の日

2 文京区特別区税条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 扶養親族の対象の見直し(第10条、第14条及び付則第2条の2の2)

区民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族並びに区民税の均等割の税率軽減の判定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しないものを除外する。

- (ア) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- (4) 障害者
- (ウ) その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 イ 寄附金税額控除の対象の見直し(第19条の2)

公益の増進に著しく寄与する法人等に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を対象から除外する。

- ウ 扶養親族申告書等の提出方法等の見直し(第24条の2、第24条の3及び第36条の9)
 - 給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職手当等の支払を受ける者の 退職所得申告書について、一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法 により提供することができることとする。
- エ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長(付則第3条) 適用期限を5年間延長し、令和9年度までとする。
- オ 軽自動車税の種別割の税率の特例の延長(付則第6条)

令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車のうち環境負荷の少ないものについて、適用期限を2年延長し、当該車両番号指定の翌年度に次のとおり種別割の税率を軽減することとする。

- (7) 電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車(いずれも自家用乗用車を除く。) について、税率のおおむね75%を軽減する。
- (4) ガソリン軽自動車(営業用乗用車に限る。)のうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものについて、燃費性能に応じ、税率のおおむね50%又は25%を軽減する。
- カ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の延長(付則第18条) 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税 関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合 について、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年間延長し、令和17年度までとする。
- キ その他規定の整備
- (3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)イ及びエについては令和4年1月1日、(2)アについては令和6年1月1日

3 文京区事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容 個人番号カードの再交付手数料の削除(別表)
- (3) 施行期日 令和3年9月1日

4 文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例を廃止する条例

- (1) 提案理由 特定優良賃貸住宅型区民住宅を廃止するため、提案する。
- (2) 改正内容 文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例(平成9年9月文京区条例第21号)の廃止
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和3年8月1日
 - イ 経過措置 施行日前に使用の許可等を受けた者に係る保証金の還付等、費用の負担、費用の賠償等、原 状回復及び明渡し請求に関する取扱いについては、なお従前の例による。
 - ウ 文京区立住宅条例(平成14年6月文京区条例第31号)の一部改正 文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例に係る規定を削除する。(第6条第3号)

5 起震車の買入れについて

- (1) 買入れの目的 起震車の更新
- (2) 種類及び数量 起震車 1台
- (3) 契約の方法 指名競争入札による契約
- (4) 契約金額 金4,983万円
- (5) 契約の相手方 神奈川県相模原市緑区長竹295番地1

飛鳥特装株式会社 代表取締役 川野繁

6 旧元町小学校解体工事請負契約

- (1) 契約の目的 旧元町小学校解体工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による 随意契約
- (3) 契約金額 金2億6,620万円
- (4) 契約の相手方 東京都中央区京橋二丁目16番1号 清水建設株式会社

代表取締役 井上和幸

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和4年5月31日まで
- ② 支出科目等 令和3年度 一般会計 総務費 企画費 令和4年度 債務負担行為

7 電線共同溝整備工事(区道第889号)請負契約

(1) 契約の目的 電線共同溝整備工事(区道第889号)

(2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約

(3) 契約金額 金3億3,440万円

(4) 契約の相手方 メーシック・ダイマス建設共同企業体

構成員(代表者) 東京都文京区湯島二丁目9番9号

株式会社メーシック 代表取締役 今崎雄司

構成員 東京都文京区関ロー丁目23番6号プラザ江戸川橋307

株式会社ダイマス 代表取締役 増田京子

【参考】

① 工 期 契約締結の翌日から令和5年6月23日まで

② 支出科目等 令和3年度 一般会計 土木費 道路橋梁費

令和4年度 債務負担行為 令和5年度 債務負担行為

8 令和3年度文京区一般会計補正予算